



計画期間：令和8年（2026）年度から令和12（2030）年度まで



《基本理念》

『 つながり 支え合う 福祉で共生のまちづくり 鶴岡 』

基本目標	基本施策
1 包括的な支援体制の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 気軽に相談できる福祉総合相談体制の充実 (2) 身寄りのない高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進 (3) 重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進 (4) 多様な媒体による市民一人ひとりへの相談支援や情報提供の充実 (5) ひきこもり状態にある人への支援の充実 (6) 自殺対策と孤独・孤立対策の推進
2 地域で安心して暮らせる権利擁護の支援体制の拡充	<ul style="list-style-type: none"> (1) 総合的な権利擁護支援体制の整備・拡充 (2) 高齢者等への虐待や家庭内暴力等の予防と啓発の推進 (3) 障害者差別解消への取組の促進 (4) 居住に課題を抱える住民への横断的な支援
3 社会環境の変化に対応した支え合いの地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域コミュニティの持続可能性を高める活動への支援 (2) 地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進 (3) ボランティア活動と福祉教育の推進 (4) 本人の状況に応じた就労支援の推進
4 将来世代の成長と参加の応援	<ul style="list-style-type: none"> (1) こどもや若者の意見の尊重と社会参画の推進 (2) こどもや若者の権利を守り、健やかな成長を支援する取組の推進 (3) ケアを必要とするこども等に対する相談支援の充実
5 災害・犯罪に強い安心して暮らせるまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> (1) 福祉防災の視点による地域防災活動の推進 (2) 地域住民の力を活かした防犯活動の推進 (3) 罪を犯した人を支える地域づくりの推進
6 社会環境の変化に対応した地域医療の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域医療の理解促進とACPの普及啓発 (2) 医療・介護・福祉連携の推進による地域包括ケアシステムの充実 (3) 地域の状況に応じた在宅医療の推進

重層的支援体制整備事業実施計画(案)の概要

1 基本目標

一人ひとりが役割と生きがいを持ち、共に支え合いながら安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指し、行政、関係機関、地域住民等が連携・協働し、包括的な支援体制の整備を推進します。

- 目標1 身近な地域で気軽に相談できる福祉の総合相談体制づくり
- 目標2 多様な主体の協働による誰もが活躍できる仕組みづくり
- 目標3 地域における孤立予防と住民主体による支え合いのまちづくり

計画期間：令和8年度～12年度
(地域福祉計画と同じ)

2 重層定期支援体制整備事業の体系（社会福祉法第106条の4第2項）

社会福祉法 第106条の4第2項	機能		既存制度の対象事業等	本市の取組
第1号 ① 相談支援		イ	【介護】 地域包括支援センターの運営	地域包括支援センター
		ロ	【障害】 障害者相談支援事業	障害者相談支援センターにこころ
		ハ	【子ども】 利用者支援事業	こども家庭センター
		ニ	【困窮】 自立相談支援事業	鶴岡地域生活自立支援センター くらしステーション
第2号 ② 参加支援		新	社協に委託	事業内容:社会とのつながりを回復するため、社会参加や見守り、居住支援等の提供を行う
第3号 ③ 地域づくりに向けた支援		イ	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）	
			【介護】 生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターの配置
			ロ 【障害】 地域活動支援センター事業	障がい者地域生活支援センター翔
			ハ 【子ども】 地域子育て支援拠点事業	子育て支援センター等
		ニ	【困窮】 生活困窮者の共助の基盤づくり事業	民生児童委員サポーター制度
第4号 ④ アウトリーチ等を通じた継続的支援		新	社協に委託	事業内容:訪問等により支援ニーズを把握するとともに、関係機関に向けた伴走支援を行う
第5号 ⑤ 多機関協働		新	社協に一部委託	事業内容:担当職員を配置して支援関係機関の連携調整を行う
第6号	支援プランの作成			※多機関協働と一体的に実施

3 重層的支援体制整備事業を構成する5つ（上記の①～⑤）の支援（事業）の相互関係

- ①生活上の課題について、相談者の属性に関わらず、包括的に相談を受け止め、⑤支援関係機関の連携により支援を行い、④自ら支援につながる事が難しい方や必要な支援が届いていない方にはアウトリーチ等により本人との関係性構築に向けた伴走型支援を行う。
- ②社会とのつながりが希薄な方に対しては、本人や世帯の状況を丁寧に把握して、社会参加に向けた支援を提供。
- ③介護、障害、子育て、生活困窮分野ごとに行われている地域づくりに向けた支援の取組を一体的に実施し、地域における交流・参加・学びの活動を活性化することを通じて、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行う。
- 相談者に対する個別支援と地域活動を活性化するための支援、それを結びつける参加支援により、支援が相互に重なり合いながら、課題を抱えた方に寄り添い、地域全体で支え合う体制を構築する。

重層的支援体制整備事業による支援のイメージ

重層的支援体制整備事業とは・・・

- ・社会福祉法において市町村の努力義務とされている「包括的な支援体制」（高齢者・障害者・子ども・生活困窮などの分野や属性を問わず、住民の様々な困りごとを受け止め、地域全体で切れ目なく支援していく体制）を整備するための手法のひとつ。
- ・地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を柱として、これら3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を加え、①から⑤を一体的に実施。

